

第2章

第5次男女共同参画さっぽろプランの概要

1 基本姿勢

札幌市では、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」において、「互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち」を目指すべき都市像に掲げ、年齢や性別、国籍、民族、障がいの有無などにかかわらず、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持ち、安心して暮らすことができる、格差のない共生社会の実現を目指して様々な取組を行ってきました。

令和4年度(2022年度)に新たにスタートした「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」においては、新たに目指すべき都市像として「[ひと][ゆき][みどり]の織りなす輝きが、豊かな暮らしと新たな価値を創る、持続可能な世界都市・さっぽろ」に掲げ、SDGsの理念やゴールも踏まえ、一人一人の個性や違いを理解するだけでなく、支える人と支えられる人という一方向の関係性を超え、双方向に支え合う「ユニバーサル(共生)」の視点を重視し、まちづくりにおける諸課題について、分野横断的に統合的な課題解決が図れるよう進めることとしています。

第5次男女共同参画さっぽろプランは、札幌市男女共同参画推進条例やこのプランの上位計画である第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンを踏まえ、次の視点から目標を設定いたしました。

1点目として、男女共同参画の実現に向けては、人権の尊重とジェンダー平等に向けた意識改革が最重要であるという考えの下、基本目標Ⅰに「男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成」掲げました。次に2点目として、あらゆる場面で男女共同参画を進めていくことが必要であるという考えの下、基本目標Ⅱに「あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり」掲げました。最後に3点目として、女性の被害が圧倒的に多いDVや多様な性の在り方など、性別等によって生じている様々な課題に対応するために、基本目標Ⅲに「誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現」を位置付けました。

なお、人権の尊重とジェンダー平等の実現は、国際社会における普遍的かつ分野横断的な価値として、令和12年(2030年)を達成期限とする持続可能な開発目標(SDGs)の全てのゴールの実現に不可欠なものであるとされています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 プランの構成

第5次男女共同参画さっぽろプランは、札幌市男女共同参画推進条例に規定されている5つの基本理念を具現化するための基本的な計画として策定するものです。

<条例の基本理念>

- (1) 人権が尊重され、性別にとらわれることなく能力が発揮できること
- (2) 制度及び慣行によって、直接的又は間接的に差別されないこと
- (3) 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画の機会の確保
- (4) 家庭生活における活動と家庭以外のあらゆる分野での活動の両立
- (5) 生涯にわたる女性の性と生殖に関する健康と権利の尊重

このプランは、男女共同参画の推進に関する札幌市の施策を総合的かつ計画的に推進するために3つの基本目標を設定し、その下に9つの施策の基本的方向と、23の施策の柱で構成されています。

● 基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成

性別などにかかわらず、家庭・職場・学校・地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の意義や目的が理解されるよう、学校教育や生涯学習などの機会を通じた男女共同参画の基盤づくりを進めます。

● 基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

働く場はもとより、家庭や地域活動などあらゆる場面において、誰もが対等に参画し活動ができるよう、企業や家庭等に向けた支援を行います。

● 基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現

重大な人権侵害である配偶者・パートナー等への暴力など、特定の性別や境遇などにより偏在している課題が、改善又は解消されるよう取組を進めます。

また、女性をめぐる様々な課題が多様化、複雑化してきた中で、国においては女性への支援の在り方について検討されてきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大が契機となって、こうした問題がより浮き彫りにされてきたことを背景として、「困難女性支援法」が施行されることとなりました。こうしたことから、困難な問題を抱えた女性への支援を新たな基本的方向に位置付けました。

3 施策体系

基本目標

基本的方向

施策の柱

I
男女共同参画の実現
や多様性を尊重する
意識の醸成

1 人権の尊重と男女共同参画の視点に
立った意識改革

- ① 人権教育やジェンダー平等に関する教育・学習の推進
- ② ジェンダー平等の視点に立った活動への支援
- ③ 男女共同参画に関する相談体制の充実と情報提供

II
あらゆる分野で男女
共同参画の視点を反
映させるための環境
づくり

女性活躍推進計画

1 働く場における男女共同参画の推進

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ② 更なる女性活躍推進のための意識改革
- ③ 女性の活躍に積極的に取り組む企業等への支援

2 男女共同参画を推進するための家庭
環境支援

- ① 男性の家庭生活への参画の促進
- ② 就業しながら子育てや介護ができる支援の充実

3 多様な働き方への支援

- ① 就業ニーズに応じた支援
- ② 起業に対する支援

4 地域における男女共同参画の推進

- ① 地域活動での男女共同参画の機運の醸成
- ② 男女共同参画の視点に立った防災体制づくり

III
誰もが尊厳と誇りを
持って安心して生き
られる社会の実現

DV防止基本計画

1 配偶者・パートナー等に対するあらゆる
暴力の根絶

- ① 暴力を許さない社会づくりの推進
- ② DVに関する総合的な支援体制の強化
- ③ DV被害者の子どもに対する各種支援の強化
- ④ 性暴力に関する啓発と被害者の支援

2 多様な性の在り方への理解の促進と
支援

- ① 市民や企業等に対する啓発
- ② 性の多様性を尊重するための支援・環境の推進

3 困難や不安を抱える女性への支援

- ① 貧困等生活上の困難を抱える女性への支援
- ② 安定した就業機会の確保に向けた支援
- ③ 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応

4 生涯を通じた女性の健康支援

- ① 女性の生理と妊娠等に関する知識の普及と理解の促進
- ② ライフステージに応じた女性の健康づくりの推進

NEW

4 数値目標

男女共同参画の実現に向けた取組の進捗状況を把握し、効果的な推進につなげるため、第4次プランに引き続き、以下の2つの指標を基に数値目標を設定します。

＜活動指標＞ 「いつまでに、何を、どこまでするか」という取組の数値目標を設定

＜成果指標＞ 「取組を行った結果」を示す指標として、目指すべき数値を設定

● 基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成

項 目			現状値	目標値(R9)
活動指標	1	男女共同参画に関する啓発事業の参加者数(延べ) (デートDV関連除く)	32,601人 (R3)	170,000人 (R5～R9)
	2	男女共同参画センターの利用者数(年間)	149,690人 (R3)	対前年比増 (毎年)
成果指標	3	社会全体で男女平等と考える人の割合	10.6% (R3市調査)	20% (R8市調査)
	4	男性は仕事、女性は家事や育児という考え方に賛成の人の割合	31% (R3市調査)	20%以下 (R8市調査)

● 基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

項 目			現状値	目標値(R9)
活動指標	5	市職員係長昇任試験受験率(女性)	27.8% (R3)	35%
	6	働き方に関する啓発事業参加者数(延べ)	3,495人 (R3)	20,000人 (R5～R9)
	7	ワーク・ライフ・バランスplus認証企業数(延べ)	764社 (R4.3.31)	1,500社
	8	就職を希望するここシェルジュSAPPORO登録者のうち、 就職活動を始めた人の割合	50.3% (R3)	70%
成果指標	9	札幌市の審議会等における女性委員の登用率	34.0% (R4.6.30)	40%(注1)
	10	札幌市男性職員の育児休業取得率	26.7% (R3)	85%(注2) 一般行政部門は 2週間以上(R7)

成果指標	11	札幌市職員の女性管理職割合	16.5% (R4.4.1)	19%(注2) (R7)
	12	管理的職業従事者における女性の割合	15.3% (R2国勢調査)	25% (R7国勢調査)
	13	男性も育児休業・介護休業を積極的に取るべきである と考える人の割合	26.9% (R3市調査)	40% (R8市調査)
	14	待機児童数	0人 (R4.4.1)	0人
	15	15～64歳の女性労働力率	市:71.5% 国:73.2% (R2国勢調査)	全国平均以上 (R7国勢調査)

※ 注1:40%達成後は、40～60%の持続を目指す。

※ 注2:総務局職員部所管の「札幌市子育て・女性職員応援プラン」にて令和7年度末までの目標を設けており、本プランにおいても、これを準用している。

● 基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現

項 目			現状値	目標値(R9)
活動指標	16	DV防止講座の参加者数(延べ)	55,715人 (R4.3.31)	80,000人
	17	LGBTフレンドリー指標制度登録企業数(延べ)	64社 (R4.3.31)	150社
	18	困難を抱える女性支援事業における相談件数(年間)	288件 (R3)	360件
	19	性と健康に関する普及啓発人数(延べ)	26,579人 (R3)	130,000人 (R5～R9)
成果指標	20	DVを経験したときに相談しなかった割合	37% (R3市調査)	20%以下 (R8市調査)
	21	「性的マイノリティ」という言葉について、内容まで 知っている人の割合	33.3% (R3市調査)	50% (R8市調査)